

○山口県警察の通信指令技能検定に関する訓令

平成21年12月16日

本部訓令第29号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察の通信指令技能検定（以下「技能検定」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 技能検定に係る事項を審議するため、警察本部に通信指令技能検定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、警察本部長をもって充てる。

3 副委員長は、地域部長をもって充てる。

4 委員は、地域部通信指令課長（以下「通信指令課長」という。）及び地域部地域企画課長をもって充てる。

(委員会の庶務)

第4条 委員会の庶務は、地域部通信指令課（以下「通信指令課」という。）において処理する。

(種別)

第5条 技能検定の種別は、初級技能検定、中級技能検定及び上級技能検定とする。

(受検資格)

第6条 技能検定を受けることができる者は、警部補以下の階級にある警察官のうち、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 初級技能検定 採用後1年以上経過した者

(2) 中級技能検定 初級技能検定に合格した者又は初級技能検定に合格していない者で採用後3年以上経過した者

(3) 上級技能検定 中級技能検定に合格した後、1年以上経過した者又は初級及び中級技能検定取得の有無にかかわらず、現に通信指令課において通信指令業務に従事している者

(技能検定の実施)

第7条 委員会は、毎年1回以上、各種別の技能検定を実施するものとする。

2 技能検定の実施期日、場所、方法その他必要な事項については、委員長がその都度定めるものとする。

(受検の手続)

第8条 所属長は、所属の警察官のうち、第6条に規定する受検資格を有する者に技能検定を受検させようとするときは、通信指令技能検定申請書（別記様式）により、通信指令課長を経由して委員長に申請するものとする。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、技能検定の実施について必要な事項は、別に定める。